

四半期報告書

(第96期第3四半期)

自 平成30年10月1日

至 平成30年12月31日

東芝機械株式会社

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- | | |
|---------------|---|
| 1 主要な経営指標等の推移 | 1 |
| 2 事業の内容 | 1 |

第2 事業の状況

- | | |
|------------------------------------|---|
| 1 事業等のリスク | 2 |
| 2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 | 2 |
| 3 経営上の重要な契約等 | 5 |

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- | | |
|-------------------------------|---|
| (1) 株式の総数等 | 5 |
| (2) 新株予約権等の状況 | 5 |
| (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 | 5 |
| (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 | 5 |
| (5) 大株主の状況 | 5 |
| (6) 議決権の状況 | 6 |

- | | |
|---------|---|
| 2 役員の状況 | 6 |
|---------|---|

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 四半期連結貸借対照表 | 8 |
| (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 | 10 |
| 四半期連結損益計算書 | 10 |
| 四半期連結包括利益計算書 | 11 |

- | | |
|-------|----|
| 2 その他 | 15 |
|-------|----|

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年2月8日
【四半期会計期間】	第96期第3四半期（自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日）
【会社名】	東芝機械株式会社
【英訳名】	Toshiba Machine Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 三上 高弘
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号
【電話番号】	03（3509）0204
【事務連絡者氏名】	経理部長 森 裕史
【最寄りの連絡場所】	静岡県沼津市大岡2068番地の3
【電話番号】	055（926）5156
【事務連絡者氏名】	経理部長 森 裕史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第95期 第3四半期 連結累計期間	第96期 第3四半期 連結累計期間	第95期
会計期間	自平成29年4月1日 至平成29年12月31日	自平成30年4月1日 至平成30年12月31日	自平成29年4月1日 至平成30年3月31日
売上高 (百万円)	85,199	85,758	116,862
経常利益 (百万円)	5,110	3,834	6,982
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	3,475	2,743	5,016
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	5,145	1,943	5,789
純資産額 (百万円)	80,693	81,665	81,334
総資産額 (百万円)	146,605	147,264	148,763
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	144.00	113.67	207.83
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	55.0	55.5	54.7

回次	第95期 第3四半期 連結会計期間	第96期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成29年10月1日 至平成29年12月31日	自平成30年10月1日 至平成30年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	27.68	33.55

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第3四半期連結累計期間および前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
5. 当社は、平成30年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり四半期(当期)純利益については、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間における国内の景気は、政府の経済政策等により企業収益や雇用情勢、所得環境が改善するなど緩やかな回復基調を継続いたしました。海外の景気も緩やかな回復基調で推移いたしました。海外の通商政策の動向、中国経済の減速、世界的な地政学リスク、新興国経済の見通しが懸念材料となるなど、世界経済は依然として先行き不透明な状態が続いております。

当社グループが属する機械業界につきましても、国内の設備投資は緩やかながら回復傾向を示しているものの、海外は対象とする市場や製品により景況感に差異が生じております。

このような経済環境のもとで、当社グループは中期経営計画「TM-PS Plan」(Toshiba Machine Profit Sigma Plan)を平成28年4月1日からスタートさせ、これまでの「先進と拡張」の考えを継承しつつ、新たに「高収益体質への変革」と「選択と集中」を基本方針といたしました。今後成長が見込めるグローバル市場において、当社グループが着実に成長していくための諸施策として、総原価の低減、収益性改善に向けた生産革新活動、グローバルな最適調達網の構築、新市場の開拓、国内外の注力市場に向けた新商品の開発、受注の拡大等に全力をあげ、取り組んでまいりました。

当第3四半期連結累計期間の受注高は、設備投資への慎重な動きが見られ、1,006億2千8百万円(前年同期比1.5%減)、売上高は、857億5千8百万円(前年同期比0.7%増)となりました。損益につきましては、一部の大型製品における販売時期の調整、部材価格高騰に伴う原価率の悪化および部材の調達遅れ等による生産効率悪化の継続に加えて、生産体制構築のための費用の増加を受けて、営業利益は22億3千1百万円(前年同期比24.3%減)、経常利益は、前年度にあった受取解約金による営業外収益の反動を受けて、38億3千4百万円(前年同期比25.0%減)、親会社株主に帰属する四半期純利益は、27億4千3百万円(前年同期比21.1%減)となりました。

当第3四半期連結会計期間末の資産は、前連結会計年度末に比べ14億9千9百万円減少し、1,472億6千4百万円となりました。減少の主な内訳は、仕掛品が45億1千8百万円増加したものの、現金及び預金が63億4千3百万円減少したこと等によります。負債は、前連結会計年度末に比べ18億3千万円減少し、655億9千8百万円となりました。減少の主な内訳は、支払手形及び買掛金が18億7千2百万円減少したこと等によります。純資産は、前連結会計年度末に比べ3億3千1百万円増加し、816億6千5百万円となりました。増加の主な内訳は、その他有価証券評価差額金が8億3千7百万円減少したものの、利益剰余金が11億3千3百万円増加したこと等によります。この結果、当第3四半期連結会計期間末の自己資本比率は55.5%となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①成形機事業(射出成形機、ダイカストマシン、押出成形機など)

射出成形機におきましては、販売は、北米、東南アジアおよびインドの自動車向けを中心に堅調に推移いたしました。国内および中国向けは軟調に推移いたしました。受注は、国内、中国、東南アジアおよびインドの自動車向けを中心に堅調に推移してきたものの、設備投資に慎重な動きが出てきております。

自動車・二輪車向けを主な供給先とするダイカストマシンにおきましては、販売は、国内、北米、中国および東南アジア向けが堅調に推移いたしました。受注は、国内を含む全地域向けに堅調に推移いたしました。

押出成形機におきましては、販売は、中国の二次電池向けシート・フィルム製造装置の販売時期調整の継続を受けて大きく減少いたしました。受注は、国内の光学向けシート・フィルム製造装置の需要はあったものの、中国の二次電池向けシート・フィルム製造装置の需要調整が継続し、大きく減少いたしました。

この結果、成形機事業全体の受注高は、689億4千7百万円(前年同期比10.0%減)、売上高は、579億8千3百万円(前年同期比2.9%減)、営業利益は、20億6千7百万円(前年同期比39.4%減)となりました。

②工作機械事業(大型機、門形機、横中ぐり盤、立旋盤、精密加工機など)

工作機械におきましては、販売は、国内、北米、中国の産業機械向けや国内の航空機向け等を中心に増加いたしました。部材の調達遅れによる売上高への影響は継続いたしました。受注は、国内、北米の産業機械向けや国内の建設機械向けおよび北米の航空機向け等を中心に堅調に推移いたしました。

精密加工機におきましては、国内、中国を中心としたレンズ・自動車用の光学型向けおよび韓国の半導体製造装置向けに、販売と受注が堅調に推移いたしました。

この結果、工作機械事業全体の受注高は、231億7千4百万円(前年同期比41.1%増)、売上高は、194億5千2百万円(前年同期比14.9%増)、営業損失は、4億6千7百万円(前年同期は営業損失10億1千9百万円)となりました。

③その他の事業（産業用ロボット、電子制御装置など）

産業用ロボットにおきましては、販売は、国内の自動車等の自動化関連設備を中心に堅調に推移いたしました。受注は、中国における電子デバイス・スマートフォン等の組立自動化設備向けの調整局面の影響を受けて、減少いたしました。

この結果、その他の事業全体の受注高は、85億6百万円（前年同期比7.1%減）、売上高は、106億1百万円（前年同期比1.3%減）、営業利益は、6億6千9百万円（前年同期比29.9%増）となりました。

(2)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針は次のとおりです。

株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える大量買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、実際にこのような大量買付行為が行なわれる場合、大量買付者から必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様に適切にご判断いただくことは困難であります。また、株式の大量買付行為の中には、当社が維持・向上させてまいりました当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するものがあります。

つきましては、当社は、大量買付者に株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させ、大量買付者の提案について当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様に提供し、場合によっては大量買付者と交渉・協議を行ない、経営方針等の代替案を株主の皆様に提示することが、当社取締役会としての責務であると考えております。

また、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するような大量買付行為に対しては、対抗措置を準備しておくことも、当社取締役会としての責務であると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、①常に変化の先頭に立つ、②商品力の強化、③CSR（企業の社会的責任：Corporate Social Responsibility）・コーポレートガバナンスの強化の3つを柱とした経営方針およびそれを具現化する中期経営計画を実行することが、当社の企業価値および株主共同の利益を維持・向上するものと考えております。

中期経営計画につきましては、平成28年度から新中期経営計画である「TM-PΣ Plan」(Toshiba Machine Profit Sigma Plan)をスタートさせました。TM-PΣ Planでは、「高収益体質への変革」および「選択と集中」を基本方針とすることで、「利益ある堅実な成長」を目指してまいります。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

①大量買付ルールの概要

当社の大量買付ルール（以下「本ルール」といいます。）は、当社株式の大量買付行為を行なう者（以下「大量買付者」といいます。）が遵守すべき手続を明確にし、大量買付行為は、事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の検討期間が経過した後開始されるものとします。また、大量買付者が本ルールを遵守しない場合または大量買付行為によって当社の企業価値および株主共同の利益が毀損され対抗措置の発動が相当と認められる場合には、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることの防止を目的として対抗措置を発動いたします。

②本ルールの手続の流れ

大量買付者には、大量買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様のご判断および当社取締役会の意見形成のために必要な情報および本ルールに従う旨の誓約文言等を記載した書面（意向表明書）を、当社の定める書式により、提供していただきます。

当社取締役会は、大量買付者に対し情報提供完了通知を行ない、その後60営業日（最大90営業日まで延長可能）を取締役会検討期間として、大量買付者からの提供情報の評価・検討を行ない、大量買付行為は取締役会検討期間経過後にのみ開始されるものとします。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において外部専門家等の意見をききながら、提供された情報を十分に評価・検討し、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している者から構成される独立委員会の勧告

を最大限尊重し、対抗措置の発動の是非について決定いたします。独立委員会は、本ルールの実施にあたり当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、大量買付者から提供された買付情報ならびに買付情報に対する当社取締役会による評価および検討の結果を勘案して、当社取締役会に対する勧告を行いません。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉または協議を行ない、あるいは、独立委員会に諮問のうえ当社取締役会として株主の皆様に対し当社の経営方針等についての代替案を提示することもあります。

(i) 対抗措置を発動しない場合

大量買付者が本ルールを遵守した場合には、当社取締役会が、当該大量買付行為に反対であったとしても、当該買付行為に対する反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得を行なう可能性はあるものの、原則として対抗措置は発動せず、大量買付者の買付提案等に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案等および当社取締役会が提案する意見および代替案をご考慮のうえご判断いただくこととなります。

(ii) 対抗措置を発動する場合

大量買付者が本ルールを遵守しない場合や、遵守した場合であっても、当該大量買付行為が当社の定める一定の事由に該当する場合その他当社の企業価値または株主共同の利益に著しい損害をもたらすことが明らかであって、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会に諮問のうえ、行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当て等対抗措置の発動を決定いたします。対抗措置発動の決定には、当社取締役会の判断により、具体的な対抗措置を決定したうえで、独立委員会の勧告を受けて、株主意思の確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動に関する議案を付議することがあります。

なお、対抗措置発動による影響については、当社取締役会としましては、対抗措置の仕組上、対抗措置の発動によって、株主の皆様（大量買付者およびそのグループを除く）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりません。

③本ルールの有効期間

本ルールの有効期間は、平成31年3月期の定時株主総会の終結時までになります。

4. 本ルールが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものでないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

①対応方針が基本方針に沿うものであること

本ルールは、当社の企業価値および株主共同の利益を維持し、向上させるための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

②本ルールが株主共同の利益を損なうものではないこと

本ルールは、株主の皆様をして大量買付行為に応じるか否かについて適切にご判断を可能ならしめ、かつ、大量買付者が従うべきルールならびに当社が発動できる対抗措置の要件および内容をあらかじめ合理的な内容で設定するものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の維持または向上を目的とするものです。

本ルールは上記目的のための枠組みとして平成28年6月24日開催の第93回定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただいております。

③本ルールが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本ルールにおいては、対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本ルールにおいては、当社取締役会は、大量買付者からの買付提案への評価・検討の際に外部専門家に適宜諮問し助言を受けます。そして、対抗措置の発動の手段としては、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、必要に応じて株主の皆様のご意思を確認するための株主総会を開催し株主の皆様のご意思を確認するものとし、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

(注) 以上は株式会社の支配に関する基本方針の内容の概要ですので、詳しい内容については

当社ウェブサイト (<https://www.toshiba-machine.co.jp/documents/jp/ir/library/bouei.pdf>) をご参照ください。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、13億8百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	72,000,000
計	72,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数 (株) (平成30年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成31年2月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	29,977,106	29,977,106	東京証券取引所 市場第1部	単元株式数 100株
計	29,977,106	29,977,106	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年10月1日 (注)	△119,908,424	29,977,106	—	12,484	—	11,538

(注) 株式併合による減少であります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成30年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 29,205,000	—	単元株式数1,000株
完全議決権株式（その他）	普通株式 120,366,000	120,366	同上
単元未満株式	普通株式 314,530	—	1単元（1,000株）未満の株式
発行済株式総数	149,885,530	—	—
総株主の議決権	—	120,366	—

（注）平成30年6月22日開催の第95回定時株主総会において、当社普通株式について5株を1株の割合で併合する議案が承認可決されたため、株式併合の効力発生日（平成30年10月1日）をもって、当社の発行済株式総数は119,908,424株減少し、29,977,106株となっております。また、平成30年5月16日開催の取締役会決議により、平成30年10月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

② 【自己株式等】

平成30年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
東芝機械(株)	東京都千代田区 内幸町2-2-2	29,205,000	—	29,205,000	19.5
計	—	29,205,000	—	29,205,000	19.5

（注）平成30年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行うとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更しております。これにより、所有株式数は5,841,100株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は19.5%となっております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は平成30年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	30,394	24,051
受取手形及び売掛金	※3 38,531	※3 37,375
有価証券	404	64
商品及び製品	8,811	11,615
仕掛品	24,765	29,283
原材料及び貯蔵品	78	70
その他	4,290	3,816
貸倒引当金	△67	△94
流動資産合計	107,207	106,182
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	39,227	39,284
減価償却累計額及び減損損失累計額	△27,282	△27,843
建物及び構築物（純額）	11,944	11,440
機械装置及び運搬具	24,339	24,216
減価償却累計額及び減損損失累計額	△22,171	△21,880
機械装置及び運搬具（純額）	2,167	2,335
土地	6,450	6,451
リース資産	209	254
減価償却累計額及び減損損失累計額	△132	△151
リース資産（純額）	76	102
建設仮勘定	105	43
その他	7,321	7,379
減価償却累計額及び減損損失累計額	△6,760	△6,884
その他（純額）	560	495
有形固定資産合計	21,305	20,869
無形固定資産		
その他	740	656
無形固定資産合計	740	656
投資その他の資産		
投資有価証券	18,255	18,264
長期貸付金	19	16
繰延税金資産	544	582
その他	769	770
貸倒引当金	△77	△77
投資その他の資産合計	19,510	19,556
固定資産合計	41,555	41,082
資産合計	148,763	147,264

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 29,835	※3 27,963
短期借入金	14,390	10,090
未払法人税等	865	215
未払費用	5,247	3,828
製品保証引当金	597	612
その他	6,890	8,881
流動負債合計	57,827	51,591
固定負債		
長期借入金	—	4,300
長期末払金	5	5
繰延税金負債	113	138
役員退職慰労引当金	30	28
退職給付に係る負債	9,312	9,377
資産除去債務	50	51
その他	89	105
固定負債合計	9,601	14,007
負債合計	67,428	65,598
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,484	12,484
資本剰余金	11,538	11,538
利益剰余金	69,514	70,647
自己株式	△16,373	△16,375
株主資本合計	77,164	78,294
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,684	2,847
繰延ヘッジ損益	2	0
為替換算調整勘定	1,606	1,516
退職給付に係る調整累計額	△1,123	△993
その他の包括利益累計額合計	4,170	3,370
純資産合計	81,334	81,665
負債純資産合計	148,763	147,264

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
売上高	85,199	85,758
売上原価	60,863	61,754
売上総利益	24,336	24,003
販売費及び一般管理費	21,388	21,771
営業利益	2,947	2,231
営業外収益		
受取利息	32	40
受取配当金	398	317
受取賃貸料	57	39
持分法による投資利益	511	1,122
為替差益	206	213
受取解約金	1,309	—
その他	70	162
営業外収益合計	2,586	1,895
営業外費用		
支払利息	76	60
商標使用料	90	81
その他	256	151
営業外費用合計	423	293
経常利益	5,110	3,834
特別利益		
固定資産売却益	9	4
投資有価証券売却益	—	83
特別利益合計	9	87
特別損失		
固定資産処分損	99	17
関係会社株式評価損	44	—
特別損失合計	143	17
税金等調整前四半期純利益	4,976	3,904
法人税、住民税及び事業税	1,173	824
法人税等調整額	327	336
法人税等合計	1,501	1,160
四半期純利益	3,475	2,743
親会社株主に帰属する四半期純利益	3,475	2,743

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)
四半期純利益	3,475	2,743
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	957	△800
繰延ヘッジ損益	△2	△2
為替換算調整勘定	565	△90
退職給付に係る調整額	143	121
持分法適用会社に対する持分相当額	6	△28
その他の包括利益合計	1,670	△800
四半期包括利益	5,145	1,943
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,145	1,943
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等への支払に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
Wells Fargo Equipment Finance	697百万円	Wells Fargo Equipment Finance	996百万円
TM Acceptance Corp.	373	TM Acceptance Corp.	81
TCF Financial Corp.	12	TCF Financial Corp.	41
計	1,083	計	1,119

2. コミットメントライン契約

当社は、資金調達機の機動性及び安定性を確保し、今後の資金需要に備えることを目的として、取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
コミットメントラインの総額	10,000百万円	10,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	10,000	10,000

※3. 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
受取手形	858百万円	675百万円
支払手形	31	31

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)
減価償却費	1,547百万円	1,391百万円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年5月10日 取締役会	普通株式	724	6.00	平成29年3月31日	平成29年6月2日	利益剰余金
平成29年11月7日 取締役会	普通株式	844	7.00	平成29年9月30日	平成29年12月4日	利益剰余金

II 当第3四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年5月9日 取締役会	普通株式	844	7.00	平成30年3月31日	平成30年6月4日	利益剰余金
平成30年11月8日 取締役会	普通株式	905	7.50	平成30年9月30日	平成30年12月4日	利益剰余金

(注) 平成30年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式併合前の金額を記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	成形機	工作機械	計				
売上高							
外部顧客への売上高	59,736	16,917	76,654	8,544	85,199	—	85,199
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	7	7	2,192	2,200	(2,200)	—
計	59,736	16,925	76,662	10,737	87,400	(2,200)	85,199
セグメント利益 又は損失(△)	3,410	△1,019	2,390	515	2,906	41	2,947

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、産業用ロボット、電子制御装置等の事業を含んでおります。

(注) 2. セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去であります。

(注) 3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行なっております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第3四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	成形機	工作機械	計				
売上高							
外部顧客への売上高	57,983	19,450	77,434	8,323	85,758	—	85,758
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	1	1	2,278	2,280	(2,280)	—
計	57,983	19,452	77,436	10,601	88,038	(2,280)	85,758
セグメント利益 又は損失(△)	2,067	△467	1,600	669	2,270	△38	2,231

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、産業用ロボット、電子制御装置等の事業を含んでおります。

(注) 2. セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去であります。

(注) 3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行なっております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
1株当たり四半期純利益	144円00銭	113円67銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	3,475	2,743
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益(百万円)	3,475	2,743
普通株式の期中平均株式数(千株)	24,137	24,136

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当社は、平成30年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり四半期純利益については、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(剰余金の配当)

平成30年11月8日の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しております。

- ①配当金の総額 905百万円
- ②1株当たり配当額 7円50銭
- ③基準日 平成30年9月30日
- ④効力発生日 平成30年12月4日

(注) 「1株当たりの配当額」については、基準日が平成30年9月30日であるため、平成30年10月1日付の株式併合前の金額を記載しております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年2月8日

東芝機械株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向出 勇治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清本 雅哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東芝機械株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東芝機械株式会社及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。